

平成30年度事業計画（平成30年9月30日理事会承認：青字部分を追加）

I. 各部・委員会事業計画

管理運営部門

1. 会運営（事務局）

事務局長 川原 薫

- (1) 定期総会（決算総会）を6月10日（日）に開催する
- (2) 理事会を年7回開催する（4月・6月・7月・9月・11月・1月・3月）
- (3) 関係機関・団体との交流・調整・文書收受・保管・会員への情報配信
- (4) 傷害保険（作業療法士会の事業に関する保険）への加入と事務管理
- (5) 平成30年度会員名簿の発行
- (6) 未入会者への入会案内送付（入会の勧誘）
- (7) 平成30年度総会議案書草案の作成
- (8) 求人に関する情報提供（ホームページ・メールニュースを利用）
- (9) 西日本豪雨災害義援金特別会計を設置し、内規に基づき豪雨災害被災者への支援を実施

2. 財務部

財務部長 望月マリ子

- (1) 平成30年度の予算に基づき収支管理
- (2) 平成31年度の収支予算編成（11月に概算要求 1月に予算編成）
- (3) 会計帳簿の作成及び管理（税理士へ委託し、財務処理方法の確認・相談）
- (4) 年会費自動引落とし推進のため制度新規利用者への主催事業参加チケット配布

3. 規約検討委員会

規約検討委員長 玉井 和江

- (1) 当会の規約等に問題が生じたときに見直し・検討

4. 選挙管理委員会

選挙管理委員長 長尾 真伸

- (1) 平成31・32年度役員通常選挙の公示

事業部門

5. 広報部

広報部長 河本 敦史

- (1) 会報の作成と発行（年6回 偶数月28日発行）
- (2) ホームページ管理・運営
- (3) 作業療法推進活動月間に養成校受験希望者の作業療法施設見学を企画・実施
- (4) 社会貢献部・福利部との連携による広報活動
- (5) 中・高校生、一般市民への広報活動
- (6) 当会のパンフレットやポスターを会員及び関連団体へ配布
- (7) 広報用ポスター・幟等の貸し出し
- (8) メディア・フェスティバル等活用による作業療法の広報活動

6. 福利部

福利部長 山本恵理子

- (1) 親睦事業の企画と実施
 - ① 西部・中南部・東部の3地区4エリアでそれぞれ懇親会を開催
 - ② スポーツ懇親会（中国地区土会合同サッカー大会と宿泊懇親会）の開催
 - ③ 全体での懇親会（新入会員歓迎会、学会後）を2回開催
- (2) 儀礼交際費規程に基づき、慶弔電報等を発信
- (3) 総会、県学会の軽食準備
- (4) 総会、県学会での託児コーナー開設

7. 学術部

学術部長 國貞 将志

- (1) 学術部講演会の企画・実施
学術部講演会を総会時に1回実施（持ち回りで今年度は西部地区担当）
（他地区の希望があれば講演会またはワークショップとして行う場合あり）
- (2) 学術部各地区主催研修会・事例検討会等の企画・実施
 - ① 西部・中南部・東部・福山の4地区で研修会2回以上、事例検討会を1回開催
 - ② 備北地区は研修会・事例検討会のどちらか1回以上を選択し開催
- (3) 福山地区を中心に第25回福山医学祭の共催・実施
- (4) 第24回広島県作業療法学会との連携・協力
- (5) 学術部主催研修会のビデオ記録と配布資料をホームページへ掲示
- (6) 学術活動報告集の発行

8. 教育部

教育部長 山根 伸吾

- (1) 現職者共通研修会：10テーマ開催(事例検討・報告はMTDLP方式で2回実施)
- (2) 現職者選択研修会：身体障害領域1回、MTDLP基礎研修会2回
- (3) MTDLP指導者養成研修会1回
- (4) 生涯教育制度に関する手続きと管理
- (5) 研修会記録物の管理及び学術資料の収集・会員の資料請求への対応
- (6) 日本OT協会生涯教育制度推進担当者会議・MTDLP指導者研修会に出席

9. 社会貢献部

社会貢献部長 合田 健太

- (1) 作業療法士の視点で県民のヘルスプロモーションに貢献する
 - ① 地域の健康祭りなどに会員を派遣する
 - ② 健康づくり教室などに会員を派遣する
- (2) 作業療法が地域で活かされるように、会員の意識向上の機会や、一般市民に向けた情報発信の場を設ける。
- (3) 作業療法士の知識や技術を使って他団体と連携して社会貢献活動を実施する
- (4) 社会貢献など新規に行える事業を検討する
- (5) 地域包括ケア担当
 - ① 地域リハビリテーション事業を担う作業療法士の人材育成研修の企画・実施
 - ② 地域リハビリテーション事業の啓発、実施事業の把握
 - ③ 行政・地域リハビリ支援センター・他専門職会とのネットワーク構築
- (6) 災害対策担当
 - ① JRAT広島との連携・窓口・会員への情報提供
 - ② 災害支援の方法や教育について研修会を企画・実施
- (7) 認知症OT推進担当
 - ① 認知症生活行為支援指導者研修の企画・実施 (UD・ABCDEF・実践報告 各1回)
 - ② 認知症関連機関、関連団体との連携

10. 事業部

事業部長 矢田かおり

- (1) 特別支援教育担当
 - ① 発達支援に関する講演会の開催
- (2) 自動車運転支援(高次脳)担当
 - ① 高次脳機能障害者の自動車運転に関わる病院のネットワーク会議・情報共有
 - ② 広島県における高次脳機能障害者自動車運転パンフレットの更新
 - ③ 高次脳機能障害者の自動車運転に関する広島県の関係機関との研修会の企画
- (3) 就労支援担当
 - ① 県内における就労支援に関する情報の集約(各ブロックに班員を配置予定)
 - ② 就労支援施設の見学と作業療法士の役割の検討(東部地区で実施予定)
 - ③ 就労支援に関する研修会の開催(年間1回)
 - ④ 就労支援に関する会員からの相談・問い合わせに対応
- (4) 司法領域担当
 - ① 刑務所支援に関する講演会の開催
- (5) 中国ブロックリーダー研修会

11. 保険部

保険部長 高本 晃司

- (1) 診療報酬班
 - ① 社会保険に関する研修会の企画と実施(年1回)
 - ② 診療報酬・介護報酬に関する情報収集と提供(メールニュース掲載)
- (2) 介護保険班
 - ① 診療報酬・介護報酬に関する問い合わせに対応
 - ② 訪問リハビリテーション実務者研修会の実施(30年度は主催者として実施)
 - ③ 市町より依頼を受けた介護保険認定審査会委員推薦依頼への対応
- (3) 機器対策担当
 - ① 会員への福祉用具についての情報提供
 - ② 福祉用具支援システムの広報活動
 - ③ 広島県委託事業にて、ひろしまヘルスケア実証フィールド運営支援業務の実施

12. 第24回広島県作業療法学会

学会長 河本 敦史

- (1) 第24回広島県作業療法学会の企画と実施

13. 第25回広島県作業療法学会

学会長 国際大学

- (1) 第25回広島県作業療法学会の学会長の選任(6月総会にて選任)

(一社)広島県作業療法士会 西日本豪雨災害義援金支出内規

会員及び全国から集まった義援金は、西日本豪雨災害義援金特別会計を設置し、以下の手順に基づいて支出する

1. 被災した県民への支援（社会貢献部所管）

被災した県民への支援を行う場合は、当会が主たる支援団体となって実施するものと、当会会員が個人的に（あるいは別法人が主たる支援団体として）実施するものの2種類に分け、それぞれ以下のように義援金を支出する

1) 当会が主たる支援団体となって実施するもの

→ 当会諸規定に基づき、全ての支出を義援金の対象とする

2) 当会会員が個人的に（あるいは会員所属法人等の別法人が主たる支援団体として）実施するもの

① 支援を企画した当会会員は支援内容を明示する（別紙、支援企画書を提出すること）

② 支援内容は、作業療法士の知識・技術を基に企画されたもので、特定の個人（家族）を対象としたものではないこと

③ 支援企画書を社会貢献部長もしくは会長が許可したもの

④ 開催日2日前までに、参加する会員の情報を事務局へ連絡しておくこと

⑤ 事業終了後、事業報告書を提出すること

→ 上記①～③を満たした事業に対し、掛かる経費のうち支援を行う当会会員に対する旅費交通費を、⑤の事業報告書の提出後に当会諸規定に基づいて支出する

上記④を満たした会員のみ、当会加入傷害保険の使用を認める（当会負担）

2. 被災した会員への支援（福利部所管）

1) 会員が居住する住居が被災（全壊・大規模半壊・半壊・半壊に至らない）した会員への支援

① 見舞金の給付

→ 9月理事会にて見舞金額を検討する

2) 会員または一親等以内の親族が居住する住居・敷地・公道へ接続する私道が被災した会員への支援

① 被災宅等の復旧支援ボランティアの派遣

→ 被災した会員からの要請を受け、会員内で復旧支援ボランティアを募り、被災した会員宅等へボランティアを派遣する。派遣に掛かる交通費・土嚢等の消耗品・傷害保険代は、義援金会計から支出する

住居被害の基準（内閣府：災害に係る住家の被害認定より）

木造・プレハブ【水害による被害】（浸水深による判定）

住家流失又は床上1.8m以上の浸水 — 50%以上 → 全壊

床上1m以上1.8m未満の浸水 — 40%以上50%未満 → 大規模半壊

床上1m未満の浸水 — 20%以上40%未満 → 半壊

床下浸水 — 20%未満 → 半壊に至らない